

個人住民税の課税に関する事務における変更箇所一覧

資料 4-1

項目番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
I 基本情報					
1	P7 I-2-システム8-事務の内容	住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム)	既存住民基本台帳システム	修正	文言の変更
2	P8 I-5-法令上の根拠	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの	修正	番号法改正による修正
3	P8 I-6-②-法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】</p> <p>・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項)</p> <p>・別表第2(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・16・19・20・21・22・23・25・28・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・44・45・47・49・50・51・53・54・55・58・59条</p> <p>【別表第2における情報照会】</p> <p>・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項)</p> <p>・別表第2(第27の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	<p>【別表第2における情報提供】</p> <p>・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項)</p> <p>・1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, <u>20</u>, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, <u>38</u>, 39, 40, 42, 48, <u>53</u>, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・16・19・20・21・22・<u>22の3</u>・<u>22の4</u>・23・<u>24</u>・<u>24の2</u>・<u>24の3</u>・25・<u>26の3</u>・27・28・31・<u>31の2</u>・<u>31の3</u>・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・<u>43の3</u>・<u>43の4</u>・44・<u>44の2</u>・45・47・49・49の2・50・51・53・54・55・58・59条</p> <p>【別表第2における情報照会】</p> <p>・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項)</p> <p>・別表第2(第27の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	修正	番号法改正による修正

## 個人住民税の課税に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置		変更前 (公表済み評価書)	変更後	概要
II 特定個人情報ファイルの概要					
4	P12	II-3-⑦-使用部署	市民税課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター (市民税課以外は証明書の発行のみ)	市民税課、市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター (市民税課以外は証明書の発行のみ)	修正 現行の運用に合わせた変更
5	P13	II-4-1委託事項1-⑧	再委託に関する承認申請を受け、再委託を適当と認めた場合に承認する。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	修正 国の記載例により記載変更
6	P14	II-4-1委託事項2-⑧	再委託に関する承認申請を受け、再委託を適当と認めた場合に承認する。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	修正 国の記載例により記載変更
7	P14	II-4-1委託事項3-⑧	一部について再委託の必要がある場合は事前協議の上、委託先から再委託申請書の提出を求める。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	修正 国の記載例により記載変更
8	P16	II-4-1委託事項5-⑧	再委託に関する承認申請を受け、再委託を適当と認めた場合に承認する。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	修正 国の記載例により記載変更
9	P16	II-4-1委託事項6	無し	委託内容を追加 課税資料作成等業務委託 以下略	修正 現行の運用に合わせた変更
10	P18	II-6-①	<中間サーバプラットフォームにおける措置> ・中間サーバプラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバプラットフォームにおける措置> ・中間サーバプラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	修正 国の記載例により記載変更

個人住民税の課税に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置		変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
11	P24～ 27	(別紙Ⅱ-5-1)	(略)	(略)	修正	番号法の改正による
12	P28～ 29	(別紙Ⅱ-5-2)	(略)	(略)	修正	番号法の改正による
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策						
13	P36	Ⅲ-6-リスク1-リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</li> <li>・(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</li> <li>・(※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</li> <li>・(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</li> <li>・(※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</li> </ul>	修正	国の記載例により記載変更
14	P37	Ⅲ-6-リスク5-リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・(略)</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・(略)</li> </ul>	修正	国の記載例により記載変更
15	P39	Ⅲ-7-リスク1-⑤-具体的な対策の内容	<p>&lt;中間サーバプラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバプラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバプラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバプラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</li> </ul>	修正	国の記載例により記載変更
16	P39	Ⅲ-7-⑨-その内容	【ケース1】 略 【ケース2】 略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	修正	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
17	P39	Ⅲ-7-⑨-再発防止策の内容	【ケース1】 略 【ケース2】 略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	修正	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。

個人住民税の課税に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置		変更前 (公表済み評価書)	変更後	概要
IV その他のリスク対策					
18	P41	IV-1-②-具体的な内容	<p>&lt;川口市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。</li> </ul>	<p>&lt;川口市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。</li> <li>・また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定期的に行うこととしている。</li> </ul>	追加 実際の実施状況に基づき記載。
19	P41	IV-2-具体的な方法	<p>&lt;川口市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・略</li> <li>・略</li> </ul>	<p>&lt;川口市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・略</li> <li>・略</li> <li>・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。</li> </ul>	追加 実際の実施状況に基づき記載。
20	P41	IV-3	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul>	修正 国の記載例により記載変更
V 開示請求、問合せ					
21	P42	V-1-②-請求方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	修正 第15条は「開示請求」に関する条項であるため、開示・訂正・利用停止請求のそれぞれについて掲載するもの。
22	P42	V-1-③-手数料額、納付方法	個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成費用は請求者が負担(1枚10円、白黒A3版まで)	個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成費用は請求者が負担(白黒A3版までは1枚10円、その他実費相当額)	修正 詳細な説明を加えたもの。
VI 評価実施手続					
23	P43	VI-1-①	平成27年5月26日	令和2年6月30日	修正 基礎項目評価実施日の変更(5年経過による再実施)

個人住民税の課税に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置		変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
24	P43	VI-2-②	平成27年7月13日(月)～平成27年8月12日(水)の31日間	令和2年7月1日(水)～令和2年7月31日(金)の31日間	修正	本再実施によるパブリックコメント実施日の変更
25	P43	VI-2-④	—	他市の事例で、市の許諾を得ず無断で他の業者に業務の一部を再委託していた事実が判明している。川口市においてもご留意願いたい。	修正	パブリックコメント 1件
26	P43	VI-3-①	平成27年9月1日(火)	令和2年8月31日(予定)	修正	本再実施による点検日の変更

地方税の収納・滞納整理に関する事務における変更箇所一覧

資料 4-2

項目番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要		
I 基本情報						
1	P3	I-1-②	4. 滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するため、他機関に実態調査を行う。	4. 滞納者の滞納処分に必要な情報(他機関の滞納状況、財産等)を取得するため、他機関に実態調査を行う。	修正	現行の運用に合わせた変更。(PIAの再実施による見直し)
2	P3	I-1-②	5. 督促後、納税者からの納付がない場合は、滞納整理を執行する。	5. 督促後、納税者からの納付がない場合は、滞納処分を執行する。	修正	現行の運用に合わせた変更。(PIAの再実施による見直し)
3	P3	I-1-②	6. 電話催告対象者のデータを納税コールセンターに提供し、催告を行う。また、催告結果をコールセンターから受領し、折衝等の結果を滞納整理システムに入力を行う。	6. 催告対象者のデータを納税催告センターに提供し、催告を行う。また、催告結果を納税催告センターから受領し、折衝等の結果を滞納整理システムに入力を行う。	修正	委託業務名の変更による修正。
4	P3	I-1-②	7. 督促状・催告書発送対象者となる納税者のデータを委託業者へ送付し、督促状発送対象者の帳票作成・印刷業務を依頼する。	7. 督促状・催告書発送対象者となる納税者のデータを委託業者へ送付し、対象者の帳票作成・印刷業務を依頼する。	修正	現行の運用に合わせた変更。(PIAの再実施による見直し)
5	P4	I-2-システム2-②	5. 架電データ作成及び結果反映機能 月次で納税コールセンターに提供する架電データを作成する機能。 また、オペレーターと納税者との折衝記録を月次でコールセンターから受取り、システムに反映させる機能。	5. 催告対象データ作成及び結果反映機能 月次で納税催告センターに提供する催告対象データを作成する機能。 また、オペレーターと納税者との折衝記録を月次で納税催告センターから受取り、システムに反映させる機能。	修正	委託業務名の変更による修正。
6	-	I-2-(システム3)	団体内統合宛名システム (略)	削除  ※以降、システム番号を繰り上げる。	削除	現行の運用に合わせた変更。(PIAの再実施による見直し)
7	-	I-2-(システム5)	中間サーバ (略)	削除	削除	現行の運用に合わせた変更。(PIAの再実施による見直し)
8	P5	I-2-システム5	住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム) (略)	既存住民基本台帳システム (略)	修正	システム名称を統一。
9	P8	I-5-法令上の根拠	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの	修正	番号法改正による修正



地方税の収納・滞納整理に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置		変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
10	P8	I-6-②	<p>【別表第2における情報提供】</p> <p>・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項)</p> <p>・1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・16・19・20・21・22・23・25・27・28・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・44・45・47・49・50・51・53・54・55・58・59条</p>	削除	削除	現行の運用に合わせた変更。(PIAの再実施による見直し)
11	P9~10	(別添1)事務内容	<p>・図(略)</p> <p>・備考(略)</p>	<p>・図(略)</p> <p>・備考(略)</p>	修正	現行の運用に合わせた修正。
<b>II 特定個人情報ファイルの概要</b>						
12	P12	II(1)-3-②	[ <input type="radio"/> ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ <input type="checkbox"/> ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	修正	現行の運用に合わせた変更。(PIAの再実施による見直し)
13	P12	II(1)-3-⑦-使用者数	[ 500人以上1,000人未満 ]	[ <u>100人以上500人未満</u> ]	修正	現行の運用に合わせた変更。(PIAの再実施による見直し)
14	P13	II(1)-4-委託事項1-⑥	株式会社 日立製作所 関東支社 北関東支店	株式会社 日立システムズ 関東甲信越支社	修正	委託先業者の変更による修正。
15	P13	II(1)-4-委託事項2-③	[ 10人未満 ]	[ <u>10人以上50人未満</u> ]	修正	現行の運用に合わせた変更。(PIAの再実施による見直し)
16	P14	II(1)-5	<p>[ <input type="radio"/> ]提供を行っている( 56 )件</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ]移転を行っている( )件</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ]行っていない</p>	<p>[ <input type="checkbox"/> ]提供を行っている( <u> </u> )件</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ]移転を行っている( <u> </u> )件</p> <p>[ <input type="radio"/> ]行っていない</p> <p>削除(以下記載不要)</p>	修正 削除	現行の運用に合わせた変更。(PIAの再実施による見直し)

地方税の収納・滞納整理に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置		変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
17	P15	Ⅱ(1)-6-①	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>	削除	削除	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
18	P15	Ⅱ(1)-6-③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務で使用した電子記録媒体については物理的に破壊する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul>	削除	削除	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
19	P17	Ⅱ(2)-2-②	[ 10万人以上100万人未満 ]	[ <u>100万人以上1,000万人未満</u> ]	修正	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
20	P18	Ⅱ(2)-3-②	[ ○ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ <u>　</u> ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	修正	委託先業者の変更による修正。
21	P18	Ⅱ(2)-3-⑦-使用部署	納税課、市民税課、固定資産税課、税制課、特別債権回収課、国民健康保険課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター	納税課、税制課、特別債権回収課、 <u>国保収納課</u>	修正	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
22	P18	Ⅱ(2)-3-⑦-使用者数	[ 50人以上100人未満 ]	[ <u>100人以上500人未満</u> ]	修正	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
23	P18	Ⅱ(2)-3-⑧-使用方法	<p>5. 納税コールセンターへ提供する架電データ作成および結果反映</p> <p>月次で納税コールセンターに提供する架電データを作成する。また、オペレーターと納税者との折衝記録を月次でコールセンターから受け取り、システムに反映させる。</p>	<p>5. <u>納税催告センター</u>へ提供する催告対象データ作成および結果反映</p> <p>月次で納税催告センターに提供する催告対象データを作成する。また、オペレーターと納税者との折衝記録を月次で<u>納税催告センター</u>から受け取り、システムに反映させる。</p>	修正	委託業務名の変更による修正。



地方税の収納・滞納整理に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置		変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
24	P19	Ⅱ(2)-4委託の有無	[ 委託する ] ( 2 )件	[ 委託する ] ( 3 )件	修正	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
25	P19	Ⅱ(2)-4-委託事項 1-②-対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	修正	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
26	P19	Ⅱ(2)-4-委託事項 2-①	納税コールセンター 納税コールセンターを設け、滞納者に対して電話催告を行う。	納税催告センター 納税催告センターを設け、滞納者に対して催告を行う。	修正	委託業務名の変更による修正。
27	P20	Ⅱ(2)-4-委託事項 2-④	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他( )	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ _ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ _ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他(滞納整理システム)	修正	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
28	P20	Ⅱ(2)-4-委託事項 2-⑥	株式会社ケー・デー・シー	株式会社アイティフォー	修正	委託先業者の変更による修正。
29	P20	Ⅱ(2)-4-委託事項 3	—	委託事項3の追加 納税課窓口収納業務委託 (以下略)	修正	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
30	P21	Ⅱ(2)-5	[ ○ ] 提供を行っている( 56 )件 [ ] 移転を行っている( )件 [ ] 行っていない	[ _ ] 提供を行っている( _ )件 [ _ ] 移転を行っている( )件 [ ○ ] 行っていない 削除(以下記載不要)	修正 削除	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
31	P22	Ⅱ(2)-6-①	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	削除	削除	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)

地方税の収納・滞納整理に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置		変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
32	P22	Ⅱ(2)-6-③	<p>・委託業務で使用した電子記録媒体については物理的に破壊する。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;                      ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。                      ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	削除	削除	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
<b>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</b>						
33	P28	Ⅲ-5	[ ]提供・移転しない (略)	[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない 削除(以下記載不要)	修正 削除	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
34	P29	Ⅲ-6	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供) (略)	[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供) 削除(以下記載不要)	修正 削除	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
35	P30	Ⅲ-7-⑨-その内容	【ケース1】 略 【ケース2】 略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	修正	事故発生から3年経過したため、 ケース1を削除するもの。
36	P30	Ⅲ-7-⑨-再発防止策の内容	【ケース1】 略 【ケース2】 略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	修正	事故発生から3年経過したため、 ケース1を削除するもの。
<b>Ⅳ その他のリスク対策</b>						
37	P32	Ⅳ-1-①-具体的なチェック方法	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。	削除	削除	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
38	P32	Ⅳ-1-②-具体的な内容	<p>&lt;川口市における措置&gt; (略)</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p>また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定期的に行うこととしている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;削除</p>	修正 削除	<p>・実際の実施状況に基づき記載。</p> <p>・現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)</p>

地方税の収納・滞納整理に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置		変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
	39	P32	IV-2-具体的な方法	<p>&lt;川口市における措置&gt; (略)</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;削除</p>	修正 削除
40	P32	IV-3	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	削除	削除	<p>現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)</p>
V 開示請求、問合せ						
41	P33	V-1-②-請求方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	修正	第15条は「開示請求」に関する条項であるため、開示・訂正・利用停止請求のそれぞれについて掲載するもの。
42	P33	V-1-③-手数料額、納付方法	個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成費用は請求者が負担(1枚10円、白黒A3版まで)	個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成費用は請求者が負担(白黒A3版までは1枚10円、その他実費相当額)	修正	詳細な説明を加えたもの。
VI 評価実施手続						
43	P34	VI-1-①	平成27年5月26日	令和2年6月30日	修正	基礎項目評価実施日の変更(5年経過による再実施)
44	P34	VI-2-②	平成27年7月13日(月)～平成27年8月12日(水)の31日間	令和2年7月1日(水)～令和2年7月31日(金)の31日間	修正	本再実施によるパブリックコメント実施日の変更
45	P34	VI-2-④	—	意見の提出はなかった	修正	パブリックコメントの実施結果
45	P34	VI-3-①	平成27年9月1日	令和2年8月31日(予定)	修正	本再実施による点検日の変更